

第5章 組織・処務

海部地区急病診療所の設置及び管理に関する条例

(昭和62年2月27日)
(条例第1号)

改正	平成4年2月13日	条例第4号	平成21年8月24日	条例第5号
	平成9年2月14日	条例第1号	平成26年2月13日	条例第1号
	平成19年2月26日	条例第1号	令和元年8月29日	条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、海部地区急病診療所(以下「診療所」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 休日等に救急の医療を必要とする者に対して応急の医療を行うため、診療所を設置する。

2 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 海部地区急病診療所

位置 津島市莪原町字郷西37番地

(診療科目)

第3条 診療所の診療科目は、おおむね次のとおりとする。

内科

小児科

歯科

(使用料)

第4条 診療を受ける者は、使用料を納付しなければならない。

2 健康保険法(大正11年法律第70号)又は他法令に基づく診療については、当該法令の定める料金による。

3 前項によることができない場合の料金については、管理者が別にこれを定める。

(手数料)

第5条 診療所において診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

(使用料等の減免等)

第6条 管理者は、特別の理由がある者に対しては、使用料若しくは手数料を減免し、又はその徴収を延期することができる。

(診療業務の委託)

第7条 管理者は、診療所の診療に関する業務を海部医師会、海部歯科医師会及び津島海部薬剤師会(以下「医師会等」という。)に委託するものとする。

2 診療に関する業務の委託を受けた医師会等は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に当該業務を執行しなければならない。

3 管理者は、診療に関する業務を委託した医師会等が前項の規定に違反し当該医師会等に診療に関する業務を委託することが診療所の目的を達成するため適当でないとき、当該医師

会等に対する診療に関する業務の委託を解除しなければならない。

(運営協議会の設置)

第8条 診療所の管理、運営及び医療に関する事項を協議するため、海部地区急病診療所組合運営協議会を置く。

(利用者の義務)

第9条 診療所の利用者は、その利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに管理者の指示に従わなければならない。

(損害の賠償)

第10条 診療所の利用者が、故意又は過失によりその施設及び付属設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月13日条例第4号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月14日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年8月24日条例第5号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月13日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月29日条例第2号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

種 別	手 数	料 額
普 通 診 断 書	1 通 に つ き	1,650円
精 密 診 断 書	1 通 に つ き	5,500円
死 亡 診 断 書	1 通 に つ き	2,200円
死 体 検 案 書	1 通 に つ き	16,500円
証 明 書	1 通 に つ き	550円